

畜連だより

これからの食肉消費拡大に対応するため、これまで実施されてきた、国、県の肉用素畜導入事業を、新年度より本会が一元的に取扱い、本県肉畜の生産から販売に至る一貫性を確立し、組織的に計画的に

事業の推進を行い肉畜の振興を図ることにした。

本会の“肉用素畜預託事業実施要綱”を参照願いたい。

肉用素畜預託事業実施要綱

岡山県総合畜産農協連合会

第1条 岡山県肉用素畜導入事業実施要綱に基づき、岡山県総合畜産農業協同組合連合会（以下総合畜連という）の行なう家畜の預託については、この要綱の定めるところによる。

第2条 総合畜連の預託を受けるものは、総合畜連の会員である市町村農業協同組合（以下単協という）とする。

第3条 総合畜連が預託する家畜は肉用素牛（以下牛という）及び肉用子豚（以下豚という）とし預託の単位は、牛については100頭、豚については600頭を標準とする。

第4条 総合畜連が預託する家畜の預託期間は、牛については短期6ヶ月、若令12ヶ月、豚については6ヶ月を標準とする。

第5条 家畜の預託を受けようとする単協は、総合畜連の規程する申請書（様式1号）に肉用素畜預託契約書（様式2号）を添え、総合畜連に提出しなければならない。

第6条 総合畜連は前項の申請書を受け受理した場合、その適否及び必要事項を別紙（様式3号）により、申込単協に通知するものとする。

第7条 前条により総合畜連より預託決定の通知を受けた単協が預託家畜を引取ったときは、その都度、総合畜連の預託価格を保証金として、総合畜連に納入する。保証金預入に替えて総合畜連の預託価格の2倍に相当する額面の信連認証約束手形（支払期日を白紙として総合畜連に於いて記入することを承諾する旨符箋付）を以てすることができる。

総合畜連は、保証金に年利8分3厘の金利を附し、単協が預託肉畜を出荷したとき第10条の預託料及び当該保証金に別途加算して支払う。

総合畜連は保証金に替え、受取った約束手形払当該預託家畜が出荷完了したときに期限到来した

ものとしてそのまま返還する。

第8条 預託を受けた単協は、その家畜を総合畜連が肥育の目的を達したと認め、また将来順調な発育をする見込みがないと認めて指示したときは、総合畜連に返還しなければならない。

2. 受託単協は、受託家畜について、肥育の目的を達して販売することが適当と認め、また将来順調な発育をする見込みがないときは、総合畜連に対し、当該家畜の返還を申し出ることができるものとする。

第9条 受託単協は、受託を受けた家畜をその組合員に対し、肥育の目的をもって別紙肉用素畜預託事業実施規程例にならい、実施規程を作成して預託を行うものとする。

2. 受託単協は、総合畜連が預託家畜に装着してある耳標及び入墨を改そ、き損してはならない。又去勢手術入墨等を行うときは、それに協力しなければならない

3. 受託単協は、預託を受けた家畜につき盗難、失踪、疾病、斃死その他重大な事故があった場合には、遅滞なく、その状況を総合畜連に文書（緊急を要する場合は一応電話）で報告し、指示を受けなければならない

4. 受託単協は、肥育事業の健全な発展を図り、農家経済の安定向上を期すべく、その組合員に対し、家畜の肥育管理等について指導を担当する職員を新設、または増員する等、畜産指導体制の強化に努めなければならない。

5. 受託単協は、受託を受けた家畜については家畜共済に加入させなければならない。

6. 受託単協は、その組合員の生産する他の家畜の集荷にも努力し、その販売を総合畜連に委託するなど肉畜共販体制の整備に努めなければならない。

7. 受託単協は、預託畜の飼養管理指導にあたり、

定期的に健康検査及び体重測定等を行ない、かつ講習会、研究会等を開催し、肉畜共販、飼料の系統共同購入等を推進しなければならない。

8. 受託単協は「預託家畜台帳」(様式第4号)及び預託家畜元帳(様式第5号)を備えて記録しなければならない。総合畜連はこの記録を随時閲覧するものとする。

第10条 総合畜連は受託単協に対し、家畜の肥育管理に要する費用、およびその報酬として、その家畜を販売したときは、直ちにその販売代金から次の各号の掲げる額の合計を控除した額を預託料として支払う。

- (1) 当該家畜の購買に要した費用
- (2) 当該家畜の販売に要した費用
- (3) 家畜預託事業利用料

第11条 預託家畜の飼養管理に必要な諸経費及び返還に要した費用、保険料は受託単協の負担とする。

第12条 9条3項の事故によって発生した損害は、

受託単協の負担とする。

第13条 受託単協が肉畜預託契約書に違反した場合は預託価格の2倍に相当する額を違約金として、総合畜連に支払うものとする。

2. 転売、交換、屠殺、加工利用、譲渡繁殖利用等の行為は違約行為とみなす。

第14条 総合畜連は受託単協が本要綱に違反したときは家畜預託契約を解除することがある。この場合、第7条の保証金は第13条の違約金の内入として充当し、尚、不足分は当該単協の信連預金口座より無条件決済する。又、保証金に替えて納入した約束手形はその支払期日が直ちに到来したのものとして前記同様処理する。

第15条 預託家畜の取扱に関し、本要綱に定めていない事項は、総合畜連と単協が協議してその都度決定する

第16条 本要綱は昭和39年4月1日より実施する。

新年度より肉畜預託事業を開始する

肉畜の生産から販売に至る一貫体制を確立

…預託目標頭数は和牛3,000頭、豚1,000頭…

肉用素畜予託事業実施体型図

